一般競争参加資格申請書類(物品製造等)添付書類一覧表

申請書提出の際には、申請書とともに添付して提出してください。

なお、本添付書類は、一般競争(指名競争)参加資格(物品製造等)の申請における審査のみを 目的として利用いたします。

【注意事項】

- 1. 公的機関が発行する書類(登記事項証明書及び納税証明書)については、発行日から受付到着まで3か月以内のものに限ります。
- 2. 添付書類は、複写機により複写したもので、内容が鮮明なものであれば、写しでも可能です。
- 3. 書類の不足や3か月を超える公的機関が発行する書類が提出された場合は、再提出いただく可能性があります。

種別	添付書類
法人	① 営業経歴書
(必須資料)	② 登記事項証明書【写し】
	③ 財務諸表 2 年分【写し】(申請日直前に確定した決算書類)
	④ 納税証明書その2 (法人)【写し】
	取得できない場合は「納税証明様式 1 法人税の申告に関する申出書」
	<納税証明書その2を取得する際の注意事項>
	・所管の税務署で納税証明書交付請求書にて、法人にあっては「法人税」請求すること。
	・「証明を受けようとする国税の年度」は、提出予定の決算書の年月日に合わせて直近
	分の1年分とし、「所得金額」は選択しないこと。
	⑤ 納税証明書その3の3【写し】
個人	① 営業経歴書
(必須資料)	② 住民票【写し】
	③ 財務諸表2年分【写し】(申請日直前に税務署に提出した青色申告又は白色申告)
	④ 納税証明書その2 (個人)【写し】
	取得できない場合は
	「納税証明様式2 所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書」
	<納税証明書その2を取得する際の注意事項>
	・所管の税務署で納税証明書交付請求書にて、個人にあっては「申告所得税及復興特別
	所得税」を請求すること。
	・「証明を受けようとする国税の年度」は、提出予定の決算書の年月日に合わせて直近
	分の1年分とし、「所得金額」は選択しないこと。
	⑤ 納税証明書その3の2【写し】
該当者のみ	① 委任状(行政書士等に申請を委任する場合)
(必須資料と提出)	② 減価償却に関する明細書等(物品製造において貸借対照表にリース資産の
	項目を設けている場合)